

第23期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)

第23期定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

業務の適正を確保する体制	1
特定完全子会社に関する事項	5
連結計算書類の連結注記表	6
計算書類の個別注記表	31



株式会社 **りそなホールディングス**

業務の適正を確保する体制

(1)「グループ内部統制に係る基本方針」の内容の概要

当社は、グループ企業価値の向上に向け、業務の適正を確保するための体制を構築し、りそなグループに相応しい内部統制を実現することを目的として、内部統制に係る基本方針を取締役会において決定しております。

イ はじめに

当社及びグループ各社(※)は、多額の公的資金による資本増強を受けたことを真摯に反省し、このような事態を再び招くことのないよう、グループ内部統制に係る基本方針をここに定める。
本基本方針のもと、グループ企業価値の向上に向け、内部統制の有効性を確保するための最適な運用及び整備に努め、りそなグループに相応しい内部統制の実現を目指す。

※ 会社法第2条3号及び会社法施行規則第3条に定める会社と定義する。以下、同様。

ロ 内部統制の目的（基本原則）

当社及びグループ各社は、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に従い、以下の4つの目的の達成に努めることを、グループの基本原則として定める。

① 業務の有効性及び効率性の向上

事業活動における健全性の確保及び企業価値の向上を目的として、業務の有効性及び効率性の向上を図る。

② 報告の信頼性の確保

投資家からの信頼や情報開示の透明性及び公正性の促進を目的として、組織内及び組織の外部への報告（非財務情報を含む）の信頼性の確保に努める。

③ 法令等の遵守

銀行業務の公共性に鑑み、また、当社及びグループ各社の「社会的責任と公共的使命」を強く認識したうえ、事業活動に関わる法令その他の規範等を遵守する。また、不正行為等の発生防止、早期発見等に努める。

④ 資産の保全

資産の取得、使用及び処分が正当な手続き及び承認の下に行われるよう資産の保全に努めるとともに、銀行業務におけるリスク管理の重要性に鑑み、経営体力及び収益に見合うリスクテイク、並びに顕在化した、または予見される損失に対する早期処理を原則とする事業活動を徹底する。

ハ 内部統制システムの構築（基本条項）

内部統制の目的を達成するため、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、IT（Information Technology）への対応など基本的要素が組み込まれた内部統制システムを整備し、その有効性の確保に努める。この方針を踏まえ、グループ共通の「りそなグループ経営理念」を定め、当グループの業務の適正を確保するための体制整備を行うべく、以下の基本条項を定める。

① 当社の執行役及び使用人並びにグループ各社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項

法令・ルールはもとより社会規範を遵守し、社会やお客さまの期待に応えるため、「グループコンプライアンス基本方針」を定め、コンプライアンス体制の整備と実践に取り組むものとする。同方針等に基づき、コンプライアンスに関する規範体系を明確にするとともに、当社の執行役及び使用人並びにグループ各社の取締役、執行役員及び使用人の役割を定めるなどコンプライアンス体制の確立を図る。

法令等遵守を統括するコンプライアンス統括部署を設置し、一定の重要な意思決定を行う事項については、同部署において事前にその適法性等を検証すること等により、当社の執行役及び使用人並びにグループ各社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行の適切性を確保するものとする。

加えて、お客さまの保護や利便の向上に向け、「グループお客さま説明管理方針」「グループお客さまサポート等管理方針」「グループ情報取扱方針」「グループリスク管理方針」「グループ利益相反管理方針」を定め、お客さまへの説明の管理、お客さまからの相談や苦情等への対応の管理、お客さまの情報の取扱いの管理、業務を外部委託する場合のお客さまの情報やお客さまへの対応の管理、利益相反の管理に関する適切かつ十分な体制整備と実践に取組むものとする。

また、法令等の求める義務や措置、国際的な規則等を遵守し金融サービスの濫用防止等の金融犯罪へ対峙していくため、「グループ金融犯罪対策方針」を定め、マネー・ロンダリングやテロ資金供与の防止に向けた体制の強化に取組むものとする。

② 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理の体制に関する事項

執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理が適切に行われるよう「執行役規程」において、執行役は、情報の保存及び管理の方法などの規程等に従うこととし、その徹底を図るものとする。また、「グループ情報取扱基本方針」を定め、執行役及び使用人の職務の執行に係る情報の取扱・保存・管理が適切に行われることを徹底する。

③ 当社及びグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項

当社及びグループ各社のリスク管理体制を確立するため、「グループリスク管理方針」を定めるとともに、各種リスクの統合管理を行うリスク統括部署を設置する。リスク統括部署はリスクカテゴリーごとの各リスク管理部署による管理を通じ、統合的な管理を行うものとする。

また、十分な自己資本及び自己資本比率を確保するために、「グループ自己資本管理の基本方針」を定め、有効に機能する自己資本管理体制の確立を図るものとする。

さらに、「グループ危機管理基本方針」を定め、災害やシステム障害等によりリスクの顕在化がリスク管理の領域を超えて危機にまで拡大した場合に、迅速な対応及びリスク軽減措置等により業務の早期回復（業務継続・復旧）が図れるよう、平時より危機管理について適切な体制整備を行うものとする。

④ 当社の執行役並びにグループ各社の取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項

当社の執行役並びにグループ各社の執行役員や当社及びグループ各社の組織体制に係る「事務分掌規程」「執行役規程」を定め、各組織の所管事項や職務権限・責任を明確化し、適正かつ効率的な職務の執行のための体制を整備するものとする。

また、「取締役会規程」など重要会議の規程を定め、適正かつ効率的な意思決定を行うための体制を整備するものとする。

⑤ 当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（グループ各社の取締役及び執行役員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を含む。）に関する事項

当社及びグループ各社は、共通の経営理念である「りそなグループ経営理念」により、お客さまからの信頼、変革への挑戦、透明な経営、地域社会の発展に努めるとともに、企業集団の業務の適正確保等を目的として、以下の方針を定める。

- (ア) 当社は別途定める「グループ経営管理規程」に従い、グループ企業価値の最大化を目的として、グループ各社への経営管理を行う。実務上は、経営管理に関する基準を設け、当社とグループ各社で事前に十分に協議すべき事項や、グループ各社から当社へ報告すべき事項などを定めるものとする。
- (イ) 「情報開示及び財務報告に関する基本方針」を定め、当社及びグループ各社における公平かつ適時適切な情報開示及び信頼性ある財務報告の実施、並びに財務報告に係る内部統制を含む情報開示統制の有効性確保を図るものとする。
- (ウ) 当社及びグループ各社の企業価値向上を支える競争力の源泉であるITについて、「IT基本方針」を定め、内部統制の有効性確保を含むITの機能が継続的かつ適切に発揮され、IT戦略の実効性が確保されるよう努めるものとする。

- (エ) 当社及びグループ各社のリスク統括部署及び各リスク管理部署以外の業務執行部署は、経営諸活動の遂行等に伴うリスクやコンプライアンスに関するリスクオーナーとして、各種方針等に基づく自律的な統制活動を行うものとする。
- (オ) 当社及びグループ各社のリスク統括部署及び各リスク管理部署は、リスク管理やコンプライアンスに関する専門的な知識を有する業務執行部署として他の業務執行部署の経営諸活動の遂行状況等をモニタリング・牽制し、改善を促進するとともに、経営諸活動の遂行に必要な支援を行うものとする。
- (カ) 当社及びグループ各社の内部監査体制を整備するため、「グループ内部監査基本方針」を定めるとともに、業務執行部署から独立した内部監査部署を設置する。内部監査部署は当社及びグループ各社の経営諸活動の遂行状況等について検証・評価し、改善を促進するものとする。

⑥ 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査委員会に直属する組織として監査委員会事務局を設置するとともに、「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規程」を定め、監査委員会の職務を補助する使用人は同事務局へ所属するものとする。なお、同事務局には、各業務を十分に検証できるだけの専門性を有する者を置くものとする。また、同事務局の業務に関する規程は、別途監査委員会が定めるものとする。

⑦ 前号の使用人の執行役からの独立性の確保に関する事項及び前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号の使用人の執行役からの独立性を確保するため及び前号の使用人に対する指示の実効性を確保するために、前号「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規程」により、当該使用人の異動や人事評価等に関する事項について、監査委員会または同事務局の事前の同意を得ることを定めるものとする。

また、執行役は、当該使用人が業務遂行するうえで、不当な制約を受けることがないように配慮すべきものとする。

⑧ 当社の取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役及び使用人並びにグループ各社の取締役、監査役、執行役員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者の監査委員会への報告体制に関する事項

- (ア) 当社の取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役及び使用人は、当社またはグループ各社に著しい損害を及ぼすおそれや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、内部統制の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反や重大な不当行為などについて、書面もしくは口頭にて監査委員会に報告を行うものとする。
- (イ) グループ各社の取締役、監査役、執行役員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社またはグループ各社に著しい損害をおよぼすおそれや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、内部統制の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反や重大な不当行為などについて、書面もしくは口頭にて当社監査委員会に報告を行うものとする。
- (ウ) 上記（ア）及び（イ）にかかわらず、当社監査委員会は必要に応じ、いつでも職務の執行について報告を求めることができ、当社の取締役、執行役及び使用人並びにグループ各社の取締役、監査役、執行役員及び使用人は、説明を求められた場合、正当な理由がない限り、当該事項について速やかに報告するものとする。

⑨ 報告者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制に関する事項

前項の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行なうことを禁止し、その旨を周知徹底する。

⑩ 監査委員の職務の執行について生ずる費用の処理等に関する事項

監査委員の職務の執行上必要と認める費用については、あらかじめ予算を計上する。ただし、監査委員は、緊急または臨時に支出を要する費用についても、当社に請求することができ、当社は、当該請求が監査委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、これを負担する。

⑪ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項

監査委員会の監査が実効的に行われるため、内部監査部署は、別途定める「グループ内部監査基本方

針」に従い、内部監査基本計画の策定及び内部監査の結果、改善勧告に基づく改善状況の結果を含め、監査委員会に対する職務上の報告等を行う体制を整備するとともに、監査委員会との定例的な意見交換を行う等日常の緊密な連携を行う。また、内部監査以外の財務、リスク管理、法令等遵守など内部統制に係わる部署についても、監査委員会との円滑な意思疎通等その連携に努めるものとする。

(2)「グループ内部統制に係る基本方針」に基づく運用状況の概要

当社は、「グループ内部統制に係る基本方針」の定めに従い、内部統制システムを適切に整備・運用し、その有効性の確保に努めております。

イ グループ運営に係る体制整備の状況

当グループは、責任ある経営体制の確立及び経営に対する監視・監督機能の強化、並びに経営の透明性向上に努めております。

当社の取締役会においては、2003年6月に邦銀グループ初の指名委員会等設置会社に移行したのち、社外取締役が過半数を占める構成のもと、活発な議論を行ってまいりました。経営上の重要事項の意思決定と業務執行の監督は取締役会が、業務執行は執行役が行うという役割分担の明確化がなされ、取締役会の監督機能と意思決定機能の強化が図られております。

また、子会社各社の自律性を確保しつつ、グループのコーポレートガバナンスに係る基本的な考え方に沿った経営が行われるよう子会社各社の経営管理を行い、当社を中心とするグループガバナンスの強化を図っております。

ロ 内部監査に係る体制整備の状況

内部監査は、当社及びグループ各社が経営管理体制を確立し、業務の健全性・適切性や社会的信頼を確保するために行う経営諸活動について、その遂行状況を検証・評価し、改善を促進することにより、企業価値の向上を支援することを目的とする重要な機能であります。

当社では、その目的達成のため「グループ内部監査基本方針」を定め、取締役会の指揮の下に、業務担当部署から独立した内部監査部を設置し、内部監査を専ら担当する執行役を任命しています。また、監査機能の強化を通じた当社のコーポレートガバナンスの更なる充実に向けて、内部監査部と取締役会・監査委員会及び代表執行役との関係を明確にしています。具体的には、第一義的な職務上のレポーティングラインを取締役会・監査委員会とし、監査委員会が内部監査部に対して直接指示し、報告させるレポーティングラインを明示的に確保することにより、代表執行役等に対する監督・牽制を強化しております。

なお、グループ各社においてグループ運営上の重大な事象が生じた場合、当社内部監査部は、当該グループ各社の内部監査部署と連携して監査にあたる態勢を構築しております。

ハ 法令等遵守に係る体制整備の状況

当グループは、過去に公的資金による多額の資本増強を受けたことを真摯に反省し、グループの再生には判断や行動基準の見直しとその浸透が必要不可欠との認識のもと、役員・従業員の判断や行動の原点となる「リそなグループ経営理念」、経営理念を各ステークホルダーに対する基本姿勢の形で具体化した「リそなW A Y（リそなグループ行動宣言）」を定め、これを公表しております。また、経営理念、リそなW A Yを役員・従業員の具体的な行動レベルで明文化したものとして、「リそなS T A N D A R D（リそなグループ行動指針）」を定めております。

また、当社及びグループ各社においてコンプライアンスに関する基本方針を定め、役員・従業員の役割や組織体制、規範体系、研修・啓発体制など基本的な枠組みを明確化しております。グループ各社は、コンプライアンスを実現するための実践計画であるコンプライアンス・プログラムを年度毎に策定・実践することにより、主体的なコンプライアンス態勢の強化に努めております。

従業員（家族や退職者を含む）からのコンプライアンスに関する相談・報告制度として、社外の契約弁護士を受付窓口とする「リそな弁護士ホットライン」や社内及び社外の電話受付事業者を窓口とする「リそなコンプライアンス・ホットライン」を設置し、内部通報規程を定めてホットライン利用者の保護を明確化するなど、社内通報体制の充実を図っております。

また、会計、会計に係る内部統制、会計監査に関する不正処理や不適切な処理についての外部からの通報窓口として、「リそな会計監査ホットライン」を設置しています。

「りそな弁護士ホットライン」及び「りそな会計監査ホットライン」については、経営陣から独立した窓口として、社外の法律事務所が通報等を受付ていますが、受付した全ての事案について、社外取締役である監査委員長に直接報告することにしており、制度の信頼性や透明性の向上を図っています。体制面においては、当社及びグループ各社にコンプライアンス統括部署を設置するとともに、各グループ銀行の営業店・本部各部にコンプライアンス責任者を設置しております。また、グループのコンプライアンスに関する諸問題については、「グループ・コンプライアンス委員会」において協議しております。

このほか、当社のコンプライアンス統括部署にAML（※）金融犯罪対策室を設置し、グループ全体でマネー・ローンドリングやテロ資金供与の防止に向けた体制の強化に努めております。

さらに、グループ各社のお客さまの保護や利便性の向上に向け、お客さまへの説明の管理、お客さまからの相談や苦情等への対応の管理、お客さまの情報の取扱いの管理、業務を外委託する場合のお客さまの情報やお客さまへの対応の管理、利益相反の管理に関する部署をグループ各社において明確化し、当社においては、お客さまからの信頼や利便性の向上に向けた対応策について、上記「グループ・コンプライアンス委員会」において検討を行っております。

※AML=Anti-Money Laundering（マネー・ローンドリング対策）の略

■ リスク管理に係る体制整備の状況

当社では、グループにおけるリスク管理を行うにあたっての基本的な方針として「グループリスク管理方針」を制定し、管理すべきリスクの種類・定義、リスク管理を行うための組織・体制、及びリスク管理の基本的な枠組みを明確化することで、強固なリスク管理体制の構築に取り組んでおります。具体的には、この方針に従い、当社は、統合的リスク管理部署及びリスクカテゴリー毎のリスク管理部署を設置し体制を整備するとともに、グループ各社に対するリスク管理上の方針・基準の提示、グループ各社のリスク管理上の重要事項にかかる事前協議、グループ各社からのリスク状況の定期的な報告等を通じて、グループのリスク管理体制の強化を図っております。グループ各社は、「グループリスク管理方針」に則り、各々の規模・業務・特性・リスクの状況等を踏まえてリスク管理方針を制定し、各社にとって適切なリスク管理体制を整備しております。

当グループにおける主要リスクである信用リスクについては、「与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク」と定義し、グループ統一の信用リスク管理の基本原則として「グループ・クレジット・ポリシー」を定め、信用リスク管理の徹底を図っております。「グループ・クレジット・ポリシー」では、過去における個別与信に対する不十分な取組みと特定先・特定業種への与信集中が、公的資金による多額の資本増強の主因となった反省を踏まえ、厳格な「与信審査管理」とリスク分散に重点を置いた「ポートフォリオ管理」を信用リスク管理における2つの柱と位置づけております。

市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク、レピュテーションリスク等の管理については、各種限度・ガイドラインの設定、リスク評価、コンティンジェンシープランの整備等、各種リスクの特性に応じた適切な方法により管理を行っております。

このほか、当社及びグループ各社は、災害やシステム障害およびサイバー攻撃等により顕在化したリスクがリスク管理の領域を超えて危機にまで拡大した場合に備え、迅速な対応により業務の早期回復（業務継続・復旧）が図れるよう、危機管理の基本方針を定める等、危機管理に関する体制を整備しております。

特定完全子会社に関する事項

名称	住所	帳簿価額の合計	当社の総資産
(百万円)			
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町 二丁目2番1号	798,614	1,326,565

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 35社

主要な会社名

株式会社りそな銀行

株式会社埼玉りそな銀行

株式会社関西みらいフィナンシャルグループ

株式会社関西みらい銀行

株式会社みなと銀行

なお、りそなイノベーションパートナーズ株式会社は新規設立により、首都圏リース株式会社及びDFLリース株式会社は株式取得により、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。また、みなとビジネスサービス株式会社は清算により、当連結会計年度から連結の範囲より除外しております。

- (2) 非連結の子会社及び子法人等

主要な会社名

Asahi Servicos e Representacoes Ltda.

株式会社葛飾冷機センター

株式会社遠藤管工設備

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

- (3) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を子会社及び子法人等としなかった場合の当該会社等

会社等名

扶桑商事株式会社

日本バルブコントロールズ株式会社

株式会社ヴァルテック

国際文化財株式会社

連結子会社であるベンチャーキャピタルが営業取引として投資育成目的で株式を所有しているものであり、傘下に入れる目的ではないため、当社の子会社及び子法人等として取り扱っておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等はありません。

- (2) 持分法適用の関連法人等

5社

主要な会社名

株式会社日本カストディ銀行

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

主要な会社名

Asahi Servicos e Representacoes Ltda.

株式会社葛飾冷機センター

株式会社遠藤管工設備

(4) 持分法非適用の関連法人等

主要な会社名

SAC Capital Private Limited

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

12月末日 3社

3月末日 32社

(2) 連結される子会社及び子法人等は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

なお、連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. のれんの償却に関する事項

のれんについては、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。なお、重要性が乏しいものについては発生年度に全額償却しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額につ

いては、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。

(5) 繰延資産の処理方法

社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

(6) 貸倒引当金の計上基準

主要な連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の破綻懸念先に対する債権、及び貸出条件や履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題のある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下「要注意先」という。）で、当該債務者に対する債権の全部または一部が要管理債権である債務者（以下「要管理先」という。）に対する債権については今後3年間、要管理先以外の要注意先及び業績が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下「正常先」という。）に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。これらの予想損失額の算定基礎となる予想損失率は1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めたのち、これに将来予測等必要な修正として、当該損失率に比して景気循環等を加味したより長期の過去一定期間における平均値に基づく損失率が高い場合にはその差分を加味して算定するほか、一部の要注意先、要管理先及び破綻懸念先に係る予想損失率は、将来における貸倒損失の不確実性を適切に織り込む対応として、最近の期間における貸倒実績率の増加率を考慮して算定しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は130,870百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(7) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(8) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(9) その他の引当金の計上基準

その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。

主な内訳は次のとおりであります。

預金払戻損失引当金 12,973百万円

負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。

ポイント引当金 5,068百万円

「りそなクラブ」等におけるポイントが将来利用される見込額を見積もり、計上しております。

信用保証協会負担金引当金 4,674百万円

信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり、計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 発生年度に一括して損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

銀行業を営む国内の連結される子会社の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連法人等株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

その他の連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(12) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、受取利息相当額を各期へ配分する方法によっております。

(13) 収益の計上方法

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

同基準が適用される顧客との契約から生じる収益は、「信託報酬」や「役務取引等収益」に含まれております。

「信託報酬」は顧客から受託した信託財産を管理・運用することによる収益で、主にこれらのサービスが提供される期間にわたって収益を認識しております。

「役務取引等収益」は、預金・貸出業務や為替業務などによるサービス提供からの収益が主要なものであります。

預金・貸出業務に係る役務収益は、口座振替業務、インターネットバンキングサービスからの収益やシンジケートローン、コミットメントラインからの収益が含まれております。口座振替業務、インターネットバンキングサービスからの収益は、主としてこれらのサービスが提供された時点で、シンジケートローン、コミットメントラインからの収益はこれらのサービスが提供された時点又はこれらのサービスが提供される期間にわたって収益を認識しております。

為替業務に係る役務収益は、主として国内外にわたる送金手数料による収益で、主としてこれらのサービスが提供された時点で収益を認識しております。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む国内の連結される子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。)に規定する繰延ヘッジのほか、一部については個別ヘッジによる繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。個別ヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一であるため、これをもって有効性の判定に代えております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む国内の連結される子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

③ 連結会社間取引等

銀行業を営む国内の連結される子会社のデリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別委員会実務指針第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

(15) グループ通算制度の適用

当社及び一部の国内の連結子会社は当社を通算親会社として、グループ通算制度を適用しております。

(16) 役員向け株式給付信託

当社は、当社の執行役並びに株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社関西みらいフィナンシャルグループ、株式会社関西みらい銀行及び株式会社みなと銀行の代表取締役、業務執行権限を有する取締役及び執行役員を対象として、株式給付信託を活用した業績連動型株式報酬制度を導入しており、これに係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じた処理をしております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、「貸倒引当金」であります。

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 219,490百万円

(2) 重要な会計上の見積りの内容の理解に資するその他の情報

①算出方法

貸倒引当金算定に当たっては、貸出金を含む債権等について、原則として債務者の信用格付を実施し債務者区分の判定を行った上で、債権等の資金使途等の内容を個別に検討し、担保や保証等の状況を勘案の上、債権の回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じて、査定分類を行っております。

当該引当金算出方法の詳細は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 5. 会計方針に関する事項 (6) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

②主要な仮定

貸倒引当金に係る主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」、「予想損失額の算定における将来見込み」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に判定し、設定しております。また、「予想損失額の算定における将来見込み」は、過去平均値に基づく損失率に必要な修正を加えて設定しております。

なお、これらの仮定は、将来の経済状況等様々な状況の変化によって影響を受ける可能性があります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌連結会計年度の連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(追加情報)

従業員持株会支援信託 E S O P

当社は、中長期的な企業価値向上に係るインセンティブ付与を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引（従業員持株会支援信託 E S O P）を行っております。

(1) 取引の概要

当社がりそなホールディングス従業員持株会（以下「当社持株会」という。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託期間中に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇等により信託収益がある場合には、期間中に取得した株式数等に応じて受益者たる従業員等に金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が一括して弁済することとなります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、5,087百万円、9,365千株であります。

役員向け株式給付信託

当社は、当社の執行役並びに株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社関西みらいフィナンシャルグループ、株式会社関西みらい銀行及び株式会社みなと銀行の代表取締役、業務執行権限を有する取締役及び執行役員（以下、当社の執行役と併せて、「当社グループ役員」という。）を対象として、株式給付信託を活用した業績連動型株式報酬制度を導入しております。

(1) 取引の概要

当社が、当社グループ役員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者を受益者とする信託を設定し、当該信託は一定数の当社株式を、予め定める期間内に取得します。当社グループ役員に対しては、信託期間中、株式給付規程に基づき、役職位及び業績達成度等に応じて、ポイントが付与されます。原則として中期経営計画の最終事業年度の業績確定後、株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした当社グループ役員に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式等を給付します。なお、本信託内にある当社株式に係る議決権については、経営への中立性を確保するため、信託期間中は一律不行使とします。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、1,636百万円、2,993千株であります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く）

48,901百万円

2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引により受け入れている有価証券はありません。現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有している有価証券は8,838百万円であります。

3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 62,723 百万円

危険債権額 381,170

三月以上延滞債権額 1,949

貸出条件緩和債権額 238,329

合計額 684,172

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、89,308百万円であります。

5. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は33,548百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金 1,007 百万円

有価証券 5,828,994

貸出金 1,478,203

その他資産 8,084

担保資産に対応する債務

預金 100,678 百万円

債券貸借取引受入担保金 1,881,539

借入金 3,261,250

その他負債 18,453

上記のほか、為替決済等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券194,153百万円及びその他資産450,678百万円を差し入れております。

また、その他資産には先物取引差入証拠金98,292百万円、金融商品等差入担保金94,712百万円

及び敷金保証金20,306百万円が含まれております。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、11,364,704百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが10,496,791百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、一部の国内の連結される子会社及び子法人等の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格（1998年1月1日基準日）に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出。

- | | |
|--|------------|
| 9. 有形固定資産の減価償却累計額 | 349,238百万円 |
| 10. 有形固定資産の圧縮記帳額 | 45,550百万円 |
| 11. 社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債36,000百万円が含まれております。 | |
| 12. 一部の連結される子会社が受託する元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,320,288百万円であります。 | |
| 13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は681,634百万円であります。 | |

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益68,971百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却18,481百万円、株式等売却損3,080百万円及び株式等償却228百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度		当連結会計 年度末株式数	摘要
		増加株式数	減少株式数		
発行済株式					
普通株式	2,377,665	—	34,676	2,342,989	注1
自己株式					
普通株式	16,030	36,155	39,065	13,119	注2

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の減少は会社法第178条に基づく当社株式の消却によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の増加は、2023年5月12日開催の取締役会で決議された自己株式取得に基づく取得15,351千株、2023年11月10日開催の取締役会で決議された自己株式取得に基づく取得19,325千株及び単元未満株式の買取12千株並びに役員向け株式給付信託による取得1,466千株であります。

普通株式の自己株式の減少は、(注) 1に記載の当社株式の消却34,676千株、単元未満株式の処分0千株及び従業員持株会支援信託E S O P が所有する当社株式の持株会への譲渡1,980千株及び新株予約権(ストック・オプション)の行使146千株並びに役員向け株式給付信託の当社グループ役員への支給2,262千株であります。

なお、当連結会計年度期首株式数には、従業員持株会支援信託E S O P が所有する当社株式が11,345千株及び役員向け株式給付信託が所有する当社株式が3,789千株含まれております。また、当連結会計年度末株式数には従業員持株会支援信託E S O P が所有する当社株式が9,365千株及び役員向け株式給付信託が所有する当社株式が2,993千株含まれております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計年度 増加	当連結会計 年度末		
当社	ストック・オプション としての新株予約権		—			137	
	合計		—			137	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	配当の原資	基準日	効力 発生日
2023年 5月12日 取締役会	普通株式	24,956百万円	10.50円	利益剰余金	2023年 3月31日	2023年 6月8日

(注) 普通株式の配当金の総額には、従業員持株会支援信託ESOPに対する配当119百万円及び役員向け株式給付信託に対する配当39百万円が含まれております。

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	配当の原資	基準日	効力 発生日
2023年 11月10日 取締役会	普通株式	25,976百万円	11.00円	利益剰余金	2023年 9月30日	2023年 12月8日

(注) 普通株式の配当金の総額には、従業員持株会支援信託ESOPに対する配当113百万円及び役員向け株式給付信託に対する配当33百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

2024年5月14日開催の取締役会に次の議案を提案いたします。

株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	配当の原資	基準日	効力発生日
普通株式	25,764百万円	11.00円	利益剰余金	2024年 3月31日	2024年 6月11日

(注) 普通株式の配当金の総額には、従業員持株会支援信託ESOPに対する配当103百万円及び役員向け株式給付信託に対する配当32百万円が含まれております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、真にお客さまに役立つ金融サービスグループを目指し、様々な金融商品をお客さまのニーズに沿ってご提供させて頂いております。また自社グループの収益性向上、健全性確保の両面から、金融商品をリスクテイク、リスクコントロール等に幅広く活用しております。

具体的には、個人、法人等の様々なお客さまに対し、貸出、ローン、私募債引受け、保証等の与信業務を通じて、お客さまの資金ニーズに適切にお応えしております。

また、安定的な資金運用を目的とした国債等の債券、お客さまとの関係強化を目的とした株式等様々な有価証券を保有、運用しております。

近年、高度化・多様化しているお客さまのニーズに適切にお応えするため、金利関連や為替関連のデリバティブ商品をご提供しております。

また、これらの業務を行うため、当社グループは預金の受入れ、社債の発行、及びインターバンク市場を通じた資金調達等、金融商品による調達を行っております。

当社グループでは、上記資金運用及び資金調達活動により生じる長短金利バランスのギャップや、金利変動リスクに対応しつつ、部門間での採算管理向上を図るため、資産及び負債の統合的管理（ALM）を行っております。

その一環として、長短金利ギャップ、金利変動リスクをヘッジするためデリバティブ取引を行うとともに、お客さまのデリバティブ契約に係るカバー取引を行っております。

当社グループの連結子会社・関連会社には、国内において銀行業務を行っている子会社、信用保証等を行っている子会社、外国法に基づき外国において銀行業務を行っている子会社等があります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

①貸出資産の内容及びそのリスク

当社グループの各銀行は東京都・埼玉県を主とした首都圏、大阪府を主とした関西圏を主要な営業基盤としており、与信ポートフォリオにおいては、中堅・中小企業向け貸出金や、住宅ローンを中心とした個人向け貸出金が大きな割合を占めております。

これらの貸出金については、与信先の財務状況の悪化等から資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被る信用リスクがあります。

②有価証券の内容及びそのリスク

当社グループの各銀行で保有している有価証券は、債券、株式、投資信託、投資事業組合出資金等であり、これらは純投資や、円滑な資金繰り運営を行うためのほか、事業推進目的等で保有しております。

保有している有価証券には、金利・株価・為替等市場のリスクファクターの変動により資産・負債の価値またはそこから生み出される収益が変動し損失を被る市場リスク、及び有価証券の発行体の財務状況の悪化等から資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被る信用リスクがあります。

③デリバティブ取引の内容及びそのリスク

当社グループでは、金利関連、通貨関連、株式関連、債券関連のデリバティブ取引を取り扱っております。具体的には以下のとおりとなっております。

・金利関連

金利先物、金利先物オプション、金利先渡契約、金利スワップ、金利オプション

・通貨関連

為替予約、通貨スワップ、通貨オプション

・株式関連

株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション

・債券関連

債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション

お客さまの高度化・多様化したニーズにお応えする金融商品を提供するうえで、また、当社グループの各銀行が晒される様々なリスクをコントロールするうえで、デリバティブ取引は欠かせないものとなっております。

当社グループの各銀行では、取引に内在するリスクを正確に認識し、適切な管理体制の下に、経営戦略・資源に応じた取引を行うことを基本とし、以下のとおり、お客さまのリスクヘッジニーズへの対応、金融資産・負債のヘッジ取引、及びトレーディング取引の目的でデリバティブ取引を行っております。

(i) お客さまのリスクヘッジニーズへの対応

お客さまは様々なリスクに晒されており、このリスクをヘッジするニーズは高く、また多様化しております。当社グループの各銀行のデリバティブ取引の中心は、このようなお客さまのリスクヘッジニーズに応じた商品の提供であります。

当社グループの各銀行では、お客さまの様々なニーズに的確にお応えするために、豊富な金融商品を取り揃えるとともに、商品提供力の向上に努めております。

しかし、デリバティブ取引は、その仕組み・内容から多大な損失を被る場合も想定されます。そこで、当社グループの各銀行ではデリバティブ取引について次のような考え方のもとで取り組んでおります。

・商品内容とリスクの説明

商品内容、仕組み等の取引条件や、ヘッジの有効性（当初に意図した経済効果が得られなくなる場合、ヘッジ取引による経済効果がお客さまにとって不利となる場合等の説明を含む）、市場リスク、信用リスク等について、必ず書面（提案書・デリバティブリスク説明書等）を使用して十分に説明すること。

説明にあたっては正確な用語を用いるとともに、難解な専門用語は平易な言葉で説明すること。また、所定の書面等の理解チェック欄を使用する等により、説明漏れがないこと及び理解したことを当社とお客さまの双方で共同確認を行うこと。

・自己責任の原則と取引能力

取引の前提として、お客さまが自己責任の原則を認識しており、その取引を行うに十分な判断力を有していること。また、お客さまの知識、経験、財産、取引目的、損失負担能力、社内管理体制等に照らして、取引金額、年限及びリスク度等不適当と認められる取引は行わないこと。

・時価情報（お客さまの含み損益の状況）の提供

取引実行後、お客さまの要請または必要に応じて、定期的または随時に時価情報をお客さまに還元し、お客さまの判断の一助とすること。

(ii) 金融資産・負債のヘッジ取引

当社グループの各銀行では、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債の状況から生じる金利リスク・為替リスク等を適正にコントロールする手段として、金利スワップ・通貨スワップ等のデリバティブ取引を利用しております。

金利リスクについては、資産・負債の将来にわたる価値を金利変動から守るための「公正価値ヘッジ」や、将来のキャッシュ・フローを確定するための「キャッシュフローヘッジ」を、「包括ヘッジ」及び「個別ヘッジ」として実施しております。為替リスクについては、資産・負債の将来にわたる価値を為替変動から守るための「外貨建取引に係るヘッジ」を実施しております。

これらヘッジ取引となるデリバティブ取引については、検証方法に係る規程を制定し、定期的にヘッジの有効性検証を行う等厳正な管理を実施しております。

金利リスクに係る「包括ヘッジ」の場合は、ヘッジ対象とヘッジ手段を残存期間毎にグルーピング化して重要な条件を確認することにより、または、回帰分析等によりヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を確認することにより、ヘッジの有効性を検証しております。また、「個別ヘッジ」の場合は、当該個別ヘッジに係る有効性の検証を実施しております。

為替リスクに係る「外貨建取引に係るヘッジ」の場合は、ヘッジ手段の元本及び利息相当額を上回る外貨建金銭債権債務の元本及び利息相当額の存在を確認すること等により、ヘッジの有効性を検証しております。

(iii) トレーディング取引

当社グループの各銀行では、短期的な相場変動や市場間の格差等を利用して利益を得ること、ならびに当社が晒されるリスクに対するヘッジや当社とお客さまとの取引に対する市場でのカバー等を目的とするトレーディング取引としてデリバティブ取引を行っております。

デリバティブ取引のリスクには、取引相手方の信用リスク及び市場リスクがあります。

デリバティブ取引に係る信用リスクについては、カレント・エクスポージャー方式によるリスク額計測手法等を用いて与信相当額を把握し、貸出金等のオンバランス取引と合算のうえ、市場・営業推進部門から独立した融資・審査部門がお取引先毎に取引限度額を設ける等して、与信判断・管理を行う体制としております。また、お取引先の信用度の変化に応じて機動的に取引限度額の見直しを行う等の運営管理にも努めております。

デリバティブ取引に係る市場リスクについては、後述（３）②のとおり適切に管理しております。

④金融負債の内容及びそのリスク

当社グループの各銀行はお客さまからの預金受入れや、市場からの資金調達、及び社債等の発行にて資金調達を行っております。

これらについては、金利、為替の変動リスクや、金融経済環境の変化等により調達が困難になる流動性リスクがあります。

⑤銀行子会社以外の子会社・持分法適用の関連会社の内容及びそのリスク

当社グループの銀行子会社以外の子会社・持分法適用の関連会社には、信用保証業務を行っているりそな保証株式会社、及びクレジットカード業務を行っているりそなカード株式会社等があります。これらの子会社においては、その業務内容に応じ、信用リスク、市場リスク等があります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

当社グループの各銀行では「グループリスク管理方針」に則って、信用リスク管理、市場リスク管理、流動性リスク管理の各基本方針を含む「リスク管理の基本方針」を各銀行の取締役会で制定し、これに基づきリスク管理業務の諸規程を整備する等リスク管理体制を構築しております。

また、各業務に内在するリスクの度合い、各業務担当部署におけるリスク管理体制を勘案のうえ、内部監査計画を策定し、監査等を行っております。

①信用リスクの管理

当社グループの各銀行における信用リスク管理体制については、「リスク管理の基本方針」に基づき、営業推進関連部署から独立した信用リスク管理関連部署が与信判断と管理を行う体制となっております。

当社グループの各銀行では、信用リスク管理のための組織・体制として、融資会議及び信用リスク管理関連部署（信用リスク管理部署、審査管理部署、問題債権管理部署）を設け、適切な管理体制を構築しております。

融資会議は、信用リスク管理に係る執行部門の決議もしくは協議機関として、与信業務全般に関する重要事項の決議もしくは協議・報告等を行っております。

信用リスク管理部署は信用格付等の規程・手続に関する企画立案、及び審査管理等、信用リスク管理を適切に実施するための体制整備に関する企画立案を行っております。

審査管理部署は、与信先の業績・財務状況、定性面、資金使途、返済原資等を的確に把握するとともに、与信案件のリスク特性等を踏まえて適切な審査を行い、与信案件の取上げを行っております。

問題債権管理部署は、問題先の経営状況等を適切に把握・管理し、その再生可能性を適切に見極めたうえで事業再生、整理・回収を行っております。

上記体制のもと、当社グループの各銀行では信用リスクのコントロール・削減に向け取り組んでおります。

たとえば、特定先（グループ）に対する与信集中リスクについては、当社グループの経営に対して重大な影響を及ぼす可能性があることを踏まえて、クレジット・リミット（クレジットシーリング）を設定する等の方法により厳格な管理を行っております。

また、与信ポートフォリオ全体の管理の観点から信用リスクを計測し、限度を設定することにより、信用リスクを一定の範囲内に抑制しております。

②市場リスクの管理

(i)市場リスク管理体制

当社グループの各銀行における市場リスク管理体制については、「リスク管理の基本方針」に基づき、取引実施部署（フロントオフィス）から独立したリスク管理部署（ミドルオフィス）及び事務管理部署（バックオフィス）を設置し相互牽制が働く体制としております。

また、資金・収益・リスク・コスト等の推移・状況を総合的に管理し、それらの対応を協議・報告する会議としてALM委員会等を設置しております。

当社グループの各銀行は、上記「リスク管理の基本方針」に則り適正かつ厳正に市場リスクを管理するために、「市場リスク管理規程」等の諸規程を整備しております。

また、市場取引の時価評価や、金利・株価・為替等市場のリスクファクターの変動により損失を被る市場リスクについてはVaR（バリュー・アット・リスク）によるリスク額算出を行うとともに、リスク限度、損失限度、ならびに商品別等のセンシティビティ限度額等を設定し、その遵守状況を管理しております。加えて、ストレスシナリオに基づく損失額も定期的に算出しております。

限度等の遵守状況を含むリスク額、損益の状況等については、モニタリングのうえ、経営宛報告を行うとともに、リスク管理部署（ミドルオフィス）による取引実施部署（フロントオフィス）に対する適切な牽制を行っております。

(ii) 市場リスクに係る定量的情報

当社グループの各銀行では、金融商品の保有目的に応じてトレーディング、バンキング、政策保有株式の区分で市場リスクに係るVaRを算出しております。また、バンキングについては、CVA（デリバティブ取引にかかる信用評価調整）も含めたリスク額としております。当社グループとしての市場リスクに係るリスク額はりそな銀行、埼玉りそな銀行及び関西みらいフィナンシャルグループのVaRを単純合算することによって算出しております。

なお、一部の商品やその他の関連会社のリスク額は、グループとしての市場リスクに係るリスク額には含めておりませんが、影響が軽微であることを確認しております。

(ア) トレーディング

当社グループでは、トレーディング目的で取り扱っている有価証券やデリバティブ取引に関するVaRの算出にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間10営業日、信頼区間99%、観測期間250営業日）を採用しております。

連結決算日現在で当社グループのトレーディング業務のリスク額は、377百万円であります。

(イ) バンキング

当社グループの各銀行では、トレーディング目的で保有する金融商品及び政策保有株式以外の金融商品やその他の資産、負債は、バンキング業務で取り扱っております。

当社グループでは、バンキング業務に関するVaRの算定にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法または分散共分散法（保有期間20営業日または125営業日、信頼区間99%、観測期間250営業日または1,250営業日）を採用しております。

連結決算日現在で当社グループのバンキング業務のリスク額は、81,467百万円であります。

(ウ) 政策保有株式

当社グループの各銀行では、政策目的で保有する株式については、トレーディング業務やバンキング業務と区分してVaRの算出やリスクの管理を行っております。

当社グループでは、政策保有株式に関するVaRの算出にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法または分散共分散法（保有期間125営業日、信頼区間99%、観測期間250営業日または1,250営業日）を採用し、減損リスクを対象にリスク額を算出しております。

連結決算日現在で当社グループの政策保有株式のリスク額は、9,564百万円であります。

(iii) 市場リスクのVaRの検証体制等

当社グループの各銀行では、VaR算出単位毎にモデルが算出するVaRと実際の時価の変動を比較するバックテストングを実施し、リスク計測モデルの信頼性と有効性を検証する体制としております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク額を計測しているものであり、過去の相場変動から予想される範囲を超える相場変動が発生した場合等においては、VaRを超える時価の変動が発生するリスクがあると認識しております。

③流動性リスクの管理

当社グループの各銀行における流動性リスク管理体制については、「リスク管理の基本方針」に基づき、資金繰り管理部署と流動性リスク管理部署を設置し、相互牽制が働く体制としております。

また、ALM委員会や流動性リスク管理委員会等により適時適切にモニタリング・経営宛報告を実施しております。

当社グループの各銀行は、「リスク管理の基本方針」に則り適正かつ厳正に流動性リスクを管理するために、「流動性リスク管理規程」等の諸規程を整備しております。

資金繰り運営にあたっては、自社について流動性リスクの状況に係るフェーズ認定（平常時及び3段階の流動性緊急時フェーズで設定）を行い、あらかじめ定めた各フェーズに該当する具体的対応策を適時適切に実施する体制を整備しております。

グループ各銀行は、各々の規模・特性及び流動性リスクの状況を踏まえて、重要な流動性リスク管理指標を設定しモニタリングを実施しております。また、必要に応じて、流動性リスク管理指標にガイドラインを設定し管理しております。

市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることにより損失を被る市場流動性リスクについても、取扱う市場取引について市場流動性の状況を調査・報告するとともに、必要に応じてガイドラインを設定・日次でモニタリングする等により、適切な管理を行っております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注1）参照）。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、債券貸借取引支払保証金、外国為替（資産・負債）、コールマネー及び売渡手形、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金並びに信託勘定借は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 買入金銭債権（*1）	498,159	494,640	△3,518
(2) 特定取引資産 売買目的有価証券	255,832	255,832	—
(3) 有価証券 満期保有目的の債券	4,609,256	4,444,478	△164,778
その他有価証券（*2）	4,646,279	4,646,279	—
(4) 貸出金 貸倒引当金（*1）	42,745,789 △210,541		
	42,535,247	42,515,618	△19,629
資産計	52,544,776	52,356,850	△187,925
(1) 預金	63,560,338	63,560,352	14
(2) 譲渡性預金	831,250	831,251	1
(3) 借入金	3,299,144	3,278,131	△21,013
(4) 社債	181,000	181,956	956
負債計	67,871,733	67,851,692	△20,040
デリバティブ取引（*3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	26,982	26,982	—
ヘッジ会計が適用されているもの（*4）	12,893	12,910	16
デリバティブ取引計	39,876	39,893	16

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（*2）その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（*3）特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（*4）ヘッジ対象である貸出金等のキャッシュ・フローの固定化のためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係には、「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）を適用しております。

（注1）市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

（単位：百万円）

区 分	連結貸借対照表計上額
非 上 場 株 式（*1）（*2）	55,993
組 合 出 資 金（*3）	70,124

（*1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（*2）当連結会計年度において、非上場株式について56百万円減損処理を行っております。

（*3）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品（2024年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	—	—
特定取引資産				
売買目的有価証券				
国債	180	—	—	180
地方債	—	5,660	—	5,660
その他	—	249,991	—	249,991
有価証券				
其他有価証券				
株式	1,051,245	—	—	1,051,245
国債	499,544	—	—	499,544
地方債	—	617,256	—	617,256
社債	—	352,187	680,920	1,033,107
その他	395,090	1,041,663	31	1,436,785
資産計	1,946,061	2,266,760	680,952	4,893,773
デリバティブ取引				
金利関連	—	37,457	—	37,457
通貨関連	—	2,423	—	2,423
株式関連	—	—	—	—
債券関連	△4	—	—	△4
デリバティブ取引計	△4	39,880	—	39,876

（*）有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は8,338百万円であります。

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品（2024年3月31日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
買入金銭債権	—	—	494,640	494,640
有価証券				
満期保有目的の債券	2,606,097	1,837,615	765	4,444,478
国債	2,606,097	—	—	2,606,097
地方債	—	1,426,402	—	1,426,402
社債	—	397,289	765	398,054
その他	—	13,923	—	13,923
貸出金	—	—	42,515,618	42,515,618
資産計	2,606,097	1,837,615	43,011,024	47,454,737
預金	—	63,560,352	—	63,560,352
譲渡性預金	—	831,251	—	831,251
借入金	—	3,278,131	—	3,278,131
社債	—	181,956	—	181,956
負債計	—	67,851,692	—	67,851,692

(注1)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

買入金銭債権

貸付債権信託の受益権証書等は、外部業者（ブローカー）から提示された価格の他、貸出金の時価の算定方法に準じた方法で算出した価格を時価としており、レベル3の時価に分類しております。これらに該当しない買入金銭債権については、債権の性質上短期のもの等であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

特定取引資産

特定取引資産については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、短期社債がこれに含まれます。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式、国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

私募債等は、原則として内部格付に基づくそれぞれの区分、保全率ごとに、元利金の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

新株予約権は、オプション評価モデルを用いて時価を算定しております。インプットとなる上場確率、株価期待収益率、株価ボラティリティが観測できないことからレベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値により時価を算定しております。これらについては、レベル3の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、原則として当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該借入金の元利金の合計額を市場金利に当社あるいは連結子会社のプレミアムを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社並びに連結される子会社及び子法人等の発行する社債の時価は、市場価格によっております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当社自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレーン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

(注2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報（2024年3月31日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
社債				
私募債	現在価値技法	割引率	0.2%－28.7%	0.8%
その他				
新株予約権	オプション評価モデル	上場確率	10.0%	—
		株価期待収益率	19.0%－22.0%	—
		株価ボラティリティ	69.8%－143.6%	—

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益（2024年3月31日）

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び負債の評価損益
		損益に計上(*)	その他の包括利益に計上					
買入金銭債権	20	—	△0	△20	—	—	—	—
有価証券								
その他有価証券								
社債	696,705	△1,327	△612	△13,844	—	—	680,920	—
その他	—	—	—	31	—	—	31	—

(*) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(3) 時価評価のプロセスの説明

当社グループはミドル部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部門が時価を算定しております。算定された時価は、独立した評価部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、割引率であります。割引率は、将来のキャッシュ・フローを現在価値に換算するための係数であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率が上昇（低下）すると、現在価値は下落（上昇）します。

新株予約権の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは上場確率、株価期待収益率、株価ボラティリティであります。上場確率が上昇（低下）すると、現在価値は上昇（低下）します。株価期待収益率が上昇（低下）すると、現在価値は上昇（低下）します。株価ボラティリティが上昇（低下）すると、現在価値は上昇（低下）します。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中の信託受益権、並びに「特定取引資産」中の商品有価証券、短期社債を含めて記載しております。

1. 売買目的有価証券（2024年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△110

2. 満期保有目的の債券（2024年3月31日現在）

	種 類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	861,640	864,124	2,483
	地方債	218,792	219,518	726
	社債	19,043	19,163	119
	小 計	1,099,476	1,102,806	3,329
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	1,875,395	1,741,973	△133,421
	地方債	1,223,384	1,206,883	△16,500
	社債	395,858	378,890	△16,967
	その他	15,142	13,923	△1,218
	小 計	3,509,779	3,341,672	△168,107
合 計		4,609,256	4,444,478	△164,778

3. その他有価証券（2024年3月31日現在）

	種 類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	1,014,400	248,087	766,313
	債券	264,885	263,823	1,061
	国債	74,213	74,051	161
	社債	190,671	189,771	900
	その他	281,986	269,335	12,650
	小 計	1,561,272	781,246	780,025
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	36,845	42,640	△5,794
	債券	1,885,024	1,951,909	△66,885
	国債	425,331	465,278	△39,947
	地方債	617,256	627,153	△9,896
	社債	842,436	859,477	△17,041
	その他	1,163,137	1,214,855	△51,717
	小 計	3,085,007	3,209,405	△124,397
合 計		4,646,279	3,990,651	655,628

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自2023年4月1日至2024年3月31日） 該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自2023年4月1日至2024年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	79,306	56,753	78
債券	1,308,187	3,897	14,324
国債	1,238,861	3,708	13,924
地方債	30,527	52	295
社債	38,798	135	105
その他	1,097,813	15,995	25,046
合 計	2,485,307	76,645	39,450

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、1,632百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度
経常収益	941,663
うち信託報酬	25,424
うち役務取引等収益	264,757
預金・貸出業務	73,566
為替業務	37,893
信託関連業務	38,534
証券関連業務	27,804
代理業務	12,801
保護預り・貸金庫業務	2,892
保証業務	10,095

(注) 上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益等も含んでおります。また、役務取引等収益の内訳は、主要な業務について記載しております。

(1株当たり情報)

- | | |
|--------------------------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産 | 1,184円76銭 |
| 2. 1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益 | 67円78銭 |
| 3. 潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益 | 67円77銭 |

(ストック・オプション等関係)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

当社のストック・オプションは、2021年4月1日付の当社と株式会社関西みらいフィナンシャルグループとの株式交換の効力発生に伴い、同社の各新株予約権の新株予約権者に対して、その所有する当該新株予約権の総数と同数の、当社の新株予約権を付与したものであります。なお、当該新株予約権は、株式会社みなと銀行が付与していたストック・オプションに代えて、2018年4月1日に株式会社関西みらいフィナンシャルグループが付与したものであります。

(1) スtock・オプションの内容

	株式会社りそなホールディングス 第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	株式会社みなと銀行取締役4名 株式会社みなと銀行執行役員6名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 70,224株
付与日	2021年4月1日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	2021年4月1日から2042年7月20日まで

	株式会社りそなホールディングス 第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	株式会社みなと銀行取締役5名 (うち、社外取締役1名)、 株式会社みなと銀行執行役員9名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 77,280株
付与日	2021年4月1日
権利確定条件	株式会社みなと銀行の取締役または執行役員のいずれかの地位を喪失した時点
対象勤務期間	2013年6月27日から株式会社みなと銀行の2013年度に関する定時株主総会終結時まで
権利行使期間	2021年4月1日から2043年7月19日まで

	株式会社りそなホールディングス 第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	株式会社みなと銀行取締役5名 (うち、社外取締役1名)、 株式会社みなと銀行執行役員15名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 80,976株
付与日	2021年4月1日
権利確定条件	株式会社みなと銀行の取締役または執行役員のいずれかの地位を喪失した時点
対象勤務期間	2014年6月27日から株式会社みなと銀行の2014年度に関する定時株主総会終結時まで
権利行使期間	2021年4月1日から2044年7月18日まで

	株式会社りそなホールディングス 第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	株式会社みなと銀行取締役7名 (うち、社外取締役2名)、 株式会社みなと銀行執行役員16名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 63,168株
付与日	2021年4月1日
権利確定条件	株式会社みなと銀行の取締役または執行役員のいずれかの地位を喪失した時点
対象勤務期間	2015年6月26日から株式会社みなと銀行の2015年度に関する定時株主総会終結時まで
権利行使期間	2021年4月1日から2045年7月17日まで

	株式会社りそなホールディングス 第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	株式会社みなと銀行取締役7名 (うち、社外取締役2名)、 株式会社みなと銀行執行役員15名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 116,928株
付与日	2021年4月1日
権利確定条件	株式会社みなと銀行の取締役または執行役員のいずれかの地位を喪失した時点
対象勤務期間	2016年6月29日から株式会社みなと銀行の2016年度に関する定時株主総会終結時まで
権利行使期間	2021年4月1日から2046年7月21日まで

	株式会社りそなホールディングス 第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	株式会社みなと銀行取締役8名 (うち、社外取締役2名)、 株式会社みなと銀行執行役員18名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 99,456株
付与日	2021年4月1日
権利確定条件	株式会社みなと銀行の取締役または執行役員のいずれかの地位を喪失した時点
対象勤務期間	2017年6月29日から株式会社みなと銀行の2017年度に関する定時株主総会終結時まで
権利行使期間	2021年4月1日から2047年7月21日まで

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2024年3月期）において存在したStock・オプションを対象とし、Stock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① Stock・オプションの数

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利確定前（株）						
前連結会計年度末	—	—	4,032	10,752	24,528	27,888
付与	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	4,032	2,016	3,696	2,688
未確定残	—	—	—	8,736	20,832	25,200
権利確定後（株）						
前連結会計年度末	21,504	53,088	56,112	45,024	81,984	54,768
権利確定	—	—	4,032	2,016	3,696	2,688
権利行使	21,504	36,624	30,240	14,448	28,896	14,784
失効	—	—	—	—	—	—
未行使残	—	16,464	29,904	32,592	56,784	42,672

② 単価情報

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利行使価（円）	1	1	1	1	1	1
行使時平均株価（円）	767	810	808	829	786	797
付与日における公正な評価単価（円）	392	494	538	919	455	592

(重要な後発事象)

2023年11月10日開催の取締役会において、2024年4月1日を効力発生日として、完全子会社である株式会社関西みらいフィナンシャルグループを吸収合併(以下「本合併」)することを決議し、本合併に係る合併契約書を締結し、2024年4月1日に合併いたしました。

1. 本合併の目的

当社の中期経営計画に掲げる「グループ連結運営のさらなる強化」に資する施策として、次なる「グループガバナンスの強化」に向けたステージへ進化するための最適な組織体制の構築を図ることを目的とし、本合併を決定しました。

2. 本合併の要旨

(1) 本合併の日程

合併契約承認の取締役会決議日(株式会社関西みらいフィナンシャルグループ)	2023年11月9日
合併契約承認の取締役会決議日(当社)	2023年11月10日
合併契約締結日	2023年11月10日
本合併の効力発生日	2024年4月1日

(注)本合併は、当社においては会社法第796条第2項に規定する簡易合併に該当し、株式会社関西みらいフィナンシャルグループにおいては同法第784条第1項に規定する略式合併に該当するため、双方において合併契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものです。

(2) 本合併の方式

当社を存続会社とし、株式会社関西みらいフィナンシャルグループを消滅会社とする吸収合併(簡易合併・略式合併)です。

(3) 本合併に係る割当ての内容

当社は、株式会社関西みらいフィナンシャルグループの全株式を保有しているため、本合併による株式その他金銭等の割当てはありません。

(4) 消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

(5) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

個別注記表

<重要な会計方針>

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券：移動平均法による償却原価法により行っております。
- (2) 子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法により行っております。
- (3) その他有価証券：時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。
工具、器具及び備品：2年～20年
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
商標権：定額法を採用し、10年で償却しております。
ソフトウェア：自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 投資損失引当金

投資損失引当金は、子会社への投資に対する損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への年次インセンティブの支払いに備えるため、役員に対する年次インセンティブの支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 役員株式給付引当金

役員株式給付引当金は、当社の役員への株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、役員に対する報酬の支給見込額のうち、当事業年度までに発生していると認められる額を計上しております。

5. 収益の計上方法

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

6. グループ通算制度の適用

当社を通算親会社として、グループ通算制度を適用しております。

7. 役員向け株式給付信託

当社は、当社の執行役並びに株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社関西みらいフィナンシャルグループ、株式会社関西みらい銀行及び株式会社みなと銀行の代表取締役、業務執行権限を有する取締役及び執行役員を対象として、株式給付信託を活用した業績連動型株式報酬制度を導入しており、これに係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じた処理をしております。

<追加情報>

従業員持株会支援信託 E S O P

当社は、中長期的な企業価値向上に係るインセンティブ付与を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引（従業員持株会支援信託 E S O P）を行っております。

(1) 取引の概要

当社がリソーナホールディングス従業員持株会（以下「当社持株会」という。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託期間中に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇等により信託収益がある場合には、期間中に取得した株式数等に応じて受益者たる従業員等に金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が一括して弁済することとなります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、5,087百万円、9,365千株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

4,186百万円

役員向け株式給付信託

連結注記表と同一であります。

<貸借対照表に関する注記>

- 記載金額は、各科目ごとにそれぞれ百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有形固定資産の減価償却累計額 72百万円
- 関係会社に対する短期金銭債権 61,958百万円
関係会社に対する短期金銭債務 9,186百万円
関係会社に対する長期金銭債務 129,186百万円

<損益計算書に関する注記>

- 記載金額は、各科目ごとにそれぞれ百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 関係会社との取引高
営業収益 83,911百万円
営業費用 603百万円
営業取引以外の取引高 22百万円

<株主資本等変動計算書に関する注記>

- 記載金額は、各科目ごとにそれぞれ百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
普通株式	千株 16,030	千株 36,155	千株 39,065	千株 13,119	注

(注) 普通株式の自己株式の増加は、2023年5月12日開催の取締役会で決議された自己株式取得に基づく取得15,351千株、2023年11月10日開催の取締役会で決議された自己株式取得に基づく取得19,325千株、役員向け株式給付信託による当社株式の取得1,466千株、単元未満株式の買取12千株であります。

普通株式の自己株式の減少は、会社法第178条に基づく当社株式の消却34,676千株、役員向け株式給付信託が所有する当社株式の当社グループ役員への支給2,262千株、従業員持株会支援信託 E S O P が所有する当社株式の持株会への譲渡1,980千株、新株予約権(ストック・オプション)の行使146千株、単元未満株式の処分0千株であります。

なお、当事業年度期首株式数には、従業員持株会支援信託 E S O P が所有する当社株式が11,345千株及び役員向け株式給付信託が所有する当社株式が3,789千株含まれております。また、当事業年度末株式数には、従業員持株会支援信託 E S O P が所有する当社株式が9,365千株及び役員向け株式給付信託が所有する当社株式が2,993千株含まれております。

<税効果会計に関する注記>

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式償却	519,074百万円
税務上の繰越欠損金（注）	18,915百万円
投資損失引当金	312百万円
その他	278百万円
繰延税金資産小計	538,580百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）	△18,915百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△519,441百万円
評価性引当額小計	△538,356百万円
繰延税金資産合計	224百万円
繰延税金負債合計	△64百万円
繰延税金資産の純額	160百万円

（注）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越 欠損金（*）	70	64	13,930	1,897	2,056	895	18,915
評価性引当額	△70	△64	△13,930	△1,897	△2,056	△895	△18,915
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

（*）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

<関連当事者との取引に関する注記>

子会社等

種 類	会社等 の名称	議決権等の 所有（被所有） 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 りそな銀行	(所有) 直接 100.00%	経営管理 預金取引関係 金銭貸借関係 役員の兼任	当座預金の預入	101,910	現金及び預金	61,283
				資金の借入	—	関係会社 長期借入金	129,186
				借入金利息	518	未払費用	86

（注）1. 当座預金の預入の取引金額は当事業年度中の平均残高を記載しております。

2. 借入金については、無担保・期日一括返済方式によるものであり、利率は市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。

<1株当たり情報に関する注記>

- 1株当たり純資産 446円42銭
- 1株当たり当期純利益 32円42銭
- 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 32円41銭

<重要な後発事象>

連結注記表（重要な後発事象）に記載の通りであります。